

入船小学校 P T A 規約

第 1 章 名 称

第 1 条 本会は、横浜市立入船小学校保護者と教職員の会(入船小 P T A)と称し、事務局を入船小学校に置く。

第 2 章 目 的

第 2 条 本会は、次のような目的をもつ。

- (ア) 学校・家庭・地域における児童の福祉を推進する。
- (イ) 民主的な学校教育に対する理解を深め、積極的な協力をする。
- (ウ) 学校の教育的な環境の整備を図る。
- (エ) 会員の教養を高め、親睦を図る。

第 3 章 方 針

第 3 条 本会は、教育を本旨とする民主的団体として活動する。

第 4 条 本会は、自立独立のものであって、他のいかなる団体の支配・統制・干渉をうけてはならない。

第 5 条 本会は、学校の行政上の活動を指図してはならない。

第 4 章 会 員

第 6 条 本会の会員となることの出来るものは、次のとおりとする。

1. 本校に在籍する児童の保護者又は、これに代わるもの。
2. 本校の教職員。

第 5 章 経 費

第 7 条 本会の経費は、会費・事業収入及び寄付金をもって支弁する。

第 8 条 会費は、一世帯月額400円とし、会費を納入するものとする。

※ 但し、特別な事情のある場合は、実行委員会の承認を得て、会費を免除する事ができる。

- 第9条 本会の資産は、第2章の目的以外に使用してはならない。
- 第10条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第6章 役員

第11条 本会の役員は、次のとおりとする。

- | | | | |
|--------|----|-------|-------|
| 1. 会長 | 1名 | 保護者 | |
| 2. 副会長 | 2名 | 保護者 | |
| 3. 会計 | 2名 | 保護者1名 | 教職員1名 |
| 4. 書記 | 2名 | 保護者1名 | 教職員1名 |

第12条 役員任期は、1年とする。但し、再任を妨げない。

第13条 役員任務は、次のとおりである。

- 会長は、会務を統括し、会合を主宰する。
- 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合は、その代理を務める。
- 会計は、本会の収支を正確に記録し、総会に会計監査の承認を得た決算を報告する。
- 書記は、総会・実行委員会の議事を正確に記録する。また、総会の案内状・出席状況・委任状の確認などをする。

第14条 本会には、役員ほかに特別職として、会計監査2名を置く。
会計監査は2名とも保護者代表で構成され、本会の会計について会計監査を行う。

第15条 役員及び会計監査の選挙は、次のとおり行われる。

- 次の要領で役員候補者指名委員会を構成する。
 - 各地区より1名ずつ役員候補者指名委員を選出する。
 - 教職員の中から、2名の役員候補者指名委員を選出する。
- 役員候補者指名委員会は、3月総会までに次年度の役員候補者を選出し、総会に報告承認を得るようにする。
- 役員は、3月総会において選挙される。但し、3月総会の役員・会計監査の選出は、紙面にて承認・報告に代える場合もある。

第7章 総会

第16条 総会は、全会員で構成され、この会の最高決議機関である。

第17条 総会は、次のように開催される。

- 5月総会

- (1) 年度計画及び年度予算の審議並びに承認。
 - (2) 前年度決算報告の承認。新任役員就任。
2. 3月総会
- (1) 役員・会計監査の選出。
3. 臨時総会は次のような場合に開催される。
- (1) 全会員の三分の一以上の要求があった場合。
 - (2) 実行委員会の決議があった場合。

第18条 総会の定足数は、会員の五分の一とする。決議は、出席者の過半数の同意を必要とする。

第8章 実行委員会

第19条 実行委員会は、総会に次ぐ決議機関で、次のような任務をもつ。

1. 総会に提出する議案の審議・調整。
2. 各種委員会の事業計画の検討・承認。
3. 特別委員会の設置・改廃。
4. 細則・運営規定の改廃。
5. 緊急を要する事項及び本規定が規定していない事項については、実行委員会が総会に代わって案件を審議し、決定することができる。

第20条 実行委員会の構成は、次のとおりである。

1. 本会の役員及び校長。
2. 各種委員会の実行委員。
3. 教職員代表。

第9章 委員会

第21条 本会の目的を具体的な活動とするために、次の委員会を設ける。

1. 校内委員会
2. 広報委員会
3. 地区生活委員会

第22条 各種委員会は、校内委員会を除き、各地区より選出する。

第23条 校内委員会の構成については、別にこれを定める。

- 第24条 各種委員会は、地区または各クラスより選出された委員と、学校の担当委員とで構成される。
- 第25条 各種委員会は、委員長1名・副委員長1名（校内委員会は2名）を選出する。
- 第26条 役員に欠員がでた場合、残りの期間等を考慮し、実行委員会にて後任の有無を決定する。
- 第27条 校内委員会は、成人教育の機会を作り、会員相互の親睦を図る。学級の中での教育上の問題を調整する。また、学校の保健活動が充実するよう努力する。
- 第28条 広報委員会は、この会の事業内容について会員及び他団体へ情報を提供する。
- 第29条 地区生活委員会は、児童校外生活が安全で豊かであるよう、対策を考える。

第10章 個人情報保護の取り扱い

- 第30条 本会がPTA活動を推進するために必要とする個人情報の取得、利用、提供および管理については、「個人情報取扱規則」に定め、適正に運用するものとする。

第11章 細 則

- 第31条 この規約を行うための細則規定は、別にこれを定める。

第12章 改 正

- 第32条 規則は、総会において出席者の三分の二以上の賛成を得て改正する。

付 則

この規約は、昭和50年4月1日より効力を発揮する。

| | | | | |
|---------|------|-----|----|------|
| いちぶかいせい | へいせい | ねん | がち | ついたち |
| 一部改正 | 平成 | 11年 | 4月 | 1日 |
| いちぶかいせい | へいせい | ねん | がち | みっか |
| 一部改正 | 平成 | 13年 | 3月 | 3日 |
| いちぶかいせい | へいせい | ねん | がち | ふつか |
| 一部改正 | 平成 | 14年 | 3月 | 2日 |
| いちぶかいせい | へいせい | ねん | がち | か |
| 一部改正 | 平成 | 19年 | 2月 | 24日 |
| いちぶかいせい | へいせい | ねん | がち | か |
| 一部改正 | 平成 | 22年 | 4月 | 30日 |
| いちぶかいせい | へいせい | ねん | がち | にち |
| 一部改正 | 平成 | 29年 | 5月 | 19日 |
| いちぶかいせい | へいせい | ねん | がち | にち |
| 一部改正 | 平成 | 30年 | 5月 | 18日 |